

2026 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 2 月)

1 時限目 A 専門科目

国際私法 試験問題

2026 年度（令和 8 年度） 近畿大学大学院法学研究科 博士前期課程 入試問題

【国際私法】

外国判決承認における送達要件について論じなさい。

解

答

例

近畿大学大学院法学研究科 （ 博士前期 ） 課程

2026年度入試 （ 2 ） 月期 <2025年度実施>

（ 一 般 ） 入学選考

（ A 専門科目 ）

科目名 （ 国際私法 ）

本問への解答にあたっては、民事訴訟法118条2号において「敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと」が外国判決の承認要件のうちの一つとして定められていることを踏まえ、当該要件の趣旨および目的、送達の意義、送達の適式性と適時性（被告の了解可能性）、当該要件の審査をめぐる問題などの論点について、判例・学説の状況を的確に提示しつつ、詳細に論じることが求められる。

出 題 意 図

近畿大学大学院法学研究科 （ 博士前期 ） 課程

2026年度入試 （ 2 ） 月期 <2025年度実施>

（ 一 般 ） 入学選考

（ A 専門科目 ）

科目名 （ 国際私法 ）

本問は、外国判決の承認要件の一つである送達要件に関する理解度を測ることを意図したものである。